

愛川町教育委員会

平成24年4月9日

愛川町教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成24年4月9日(月)
午後2時00分から午後3時18分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告事項
(2) 平成24年度教職員配置状況等について
(3) 平成24年度教育委員会事務局職員人事異動について
日程第3 平成24年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第4 その他
- 4 出席委員 教育委員長 平田明美
委員長職務代理者 榮利隆一
教育委員 足立原威
教育委員 岡本弘之
教育長 熊坂直美
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 河内健二
教育総務課長 熊坂祐二
生涯学習課長 大八木尚一
スポーツ・文化振興課長 小島義正
教育開発センター指導主事 佐野昌美

◎開会

- （平田委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、4月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （平田委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （平田委員長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第2の教育長報告事項についての（1）教育長報告事項、（2）平成24年度教職員配置状況等について、（3）平成24年度教育委員会事務局職員人事異動について、以上3項目について一括で説明をお願いいたします。

——教育長・教育次長より詳細について説明——

- （平田委員長） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

日程第2、教育長報告事項について、お聞きしたいところなどありましたら、（1）、（2）、（3）の順でお聞きいたします。意見等がございましたらお願いいたします。

まず（1）の教育長報告事項のほうで何かお聞きしたい点などございますでしょうか。

（発言する者なし）

○（平田委員長） よろしいですか。

では、（１）教育長報告事項のほうについてはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） それでは、（２）のほうの平成24年度教職員配置状況等についてに何かご質問はございますでしょうか。ございませんか。（２）の平成24年度教職員配置状況等のほうですが。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） それでは、（３）の平成24年度教育委員会事務局職員人事異動についてのほうもございませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第２、教育長報告事項についての（１）教育長報告事項、（２）平成24年度教職員配置状況等について、（３）平成24年度教育委員会事務局職員人事異動について、以上３項については、教育長報告どおりご承認願います。

◎日程第３

○（平田委員長） 次に、日程第３、議案第１号、平成24年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

提案の方、説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（熊坂教育総務課長） それでは、日程第３、愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について、表彰候補者推薦名簿に基づきましてご説明を申し上げたいと存じます。

この推薦候補者の選考に当たりましては、選考委員会で審査を経ておりますが、これからその審査に際しての目安、基準につきまして、愛川町教育委員会表彰規程及び同規程に基づきます実施要領の要点をご説明いたしますので、その後に選考委員会で得ました結果をご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の皆様、お手元に配付いたしております表彰規程及び同規程に基づく実

施要領をごらんいただきたいと思います。

まず、規程のほうでございます。見開きのすぐ後ろについておりますので、表彰規程のほうをご覧ください。

それでは、表彰規程の第2条をまずご覧ください。表彰の範囲となっております。その表彰の範囲につきましては4項目定められておりまして、第1号としまして、学校教育、社会教育及び文化の振興、研究または改善に努め、特にその功労が顕著な者。2号としまして、職務に専念し、その勤務成績優秀な者。3号が、職務上模範と認められる行為のあった者。4号が、その他表彰に値すると認められた者となっております。

次に、表彰の選考についてでございますが、この第4条に表彰の選考が定められておりまして、表彰の選考は委員会の会議に諮り決定するとなっております。定例の教育委員会のほうに諮って最終的な決定を見るということになってございます。

次に、実施要領をご覧ください。実施要領の中、表彰選考に関する条文等についてのみご説明をさせていただきます。

まず、第1条の趣旨でございますが、趣旨については、規程の第6条に基づきまして、その実施について必要な事項を定めるものとなっております。

次に、第2条の表彰の対象でございます。表彰の対象は、規程第2条、各号のいずれかに該当する者で、本要領の基準によるものとする。ただし、金品の寄贈者を除く同一事項について、かつて国、神奈川県、神奈川県教育委員会または愛川町及び愛川町教育委員会の表彰を受けた者及び受けようとする者は除くとなっております。

次に、第3条につきましては、表彰候補者の範囲ということで、規程の第2条の各号に定める表彰候補者の範囲については次のとおりとなっております。まず第1号としまして、町立小中学校その他教育施設機関の職員。2号としまして、教育もしくは文化関係団体及びその構成員。3号がその他愛川町の教育、文化及び学術振興に寄与した個人及び団体となっております。

次に、第4条で推薦の基準となっております。規程の第2条の各号に定める推薦の基準は次のとおりとし、候補者はいずれも人格、識見とも高潔であることを必要とするとなっております。

まず、第1号ということで、規程第2条第1号中の「学校教育、社会教育及び文化の振興、研究または改善に努め」の定義がなされておりまして、次のとおりとなっております。

まず、アということで、学校教育において、実践的教育振興に努め、顕著な業績を上げた者。イとしまして、個人的研究により、学術上または教育上大きな業績を上げた者。ウとしまして、社会教育関係に多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者。エとしましては、社会教育団体として、民主的に運営され、会員の資質向上を図るとともに、多年にわたり社会教育の振興に著しく寄与した団体。オとしましては、スポーツ団体として、民主的に運営され、会員の資質向上を図るとともに、多年にわたり社会教育の振興に著しく寄与した団体となっております。

次に、カでございますが、文化関係に多年にわたり尽力し、その業績が特に顕著な者。キとしましては、文化関係団体として民主的に運営され、会員の資質向上を図るとともに、多年にわたり文化の振興に著しく寄与した団体となっております。クには、その多年の定義がなされておまして、「多年」とはその業績が一地域にとどまるものではなく、県内または町内一般に広く及ぶようなものは、8年以上、地区活動については10年以上とするとなっております。ケとしまして、その他「ク」に定める年数にかかわらず、社会教育及び文化振興上大きな業績を上げた者となっております。

次に、(2)ということで、第2号、規程第2条第2号の職務に専念し、その勤務成績が優秀な者の該当者というのは、平素の勤務成績及び他の職員との協力関係も優秀で、次の者であることということで、まずアとしましては、町立小中学校に勤務する職員で、すぐれた識見と技能が極めて卓越し、積極的な活動をもって他の職員の指導啓発に寄与した者。イとしましては、教育施設関係職員で、適切な企画と効果的实践により施設の効率的な運営を図り、施設利用の向上に寄与した者となっております。

次に、第3号としましては、規程第2条第3号の、これは職務上模範と認められる行為のあった者については次のとおりとうたっております。まずアとしましては、学校管理下における非常災害の際に、児童生徒等の事故を身をていして未然防止した者。イとしましては、社会教育に関する事業の実施中における非常事態の際に、町民の事故を身をていして未然に防止した者。ウとしましては、周到適切な措置により、教育施設、備品等の保全に貢献した者。

エとしましては、スポーツまたは文化活動において、国または地方公共団体が主催、共催または後援する大会等において、優秀な成績をおさめた町民または町内の団体で、次のいずれかに該当する者。ただしプロ選手は除くとなっております。まずアとしましては、神奈川県大会において1位の成績をおさめた者。イとしましては、関東大会等のブロック

大会において3位以上の成績をおさめた者。ウとしましては、全国規模の大会において上位入賞の成績をおさめた者。エとしましては、日本を代表して国際大会に出場した者。オ国際大会において上位入賞の成績を上げた者となっております。

そして、次の第4号から第6号までにつきましては、規程第2条第4号のその他表彰に値すると認められる者として挙げられているものでございまして、まず4号、町立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師として10年以上務めた者。次に、第5号としては、教育文化の振興を目的とする教育委員会及び町立小中学校等への善意の寄附をした者となっております。6号としましては、厚木地区私立幼稚園協会役員として10年以上務めた者。こういった者が該当してくるとなっております。

次の第5条、候補者の推薦でございますが、表彰者の推薦は毎年教育委員会が定める期日までに教育委員会の委員長あてに推薦するものとなっております。

規程及び要領につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、平成24年度愛川町教育委員会表彰候補者推薦名簿に基づきまして、候補者の業績、功労概要等につきまして、その審査結果についてご説明をさせていただきます。

大きい見開きのA3版の縦長の表をご覧ください。

まず、1番、この方については該当条文が第4条第1号のイということで、個人的研究で業績を上げた者となっております。功績概要でございますが、地元宮大工「半原大工」の歴史について調査研究をされたということで、そこにありますように、半原宮大工 矢内匠家匠歴譜などの書籍を出版、また町におきまして半原大工にかかわる展示会等を開催され、また講演などでも活躍をされております。一番下に2つほど掲げてありますが、第4回かなしん自費出版大賞最優秀賞、ふるさと自費出版大賞優秀賞、これを昨年11月28日に受賞をされております。結果につきましては採択となっております。

次に、2番から6番までにつきましては、これは社会教育関係の表彰該当者でございます。まず2番は、該当条文は第4条の第1号のウ、社会教育関係で業績が顕著な者となっております。この方については、半原小の駅伝クラブ、レッドデビルズのコーチとして10年5カ月尽力されたということでございます。結果については採択となっております。

3番、この方も第4条第1号のウでございます。この方は上熊坂青少年健全育成会役員として、体育部員、体育部長、副会長等を歴任されまして、役員歴通算10年ということでございます。結果は採択となっております。

4番、この方も該当が第4条第1号のウでございます。愛川町スポーツ推進委員、これ

は前の体育指導委員でございますが、スポーツ推進委員として9年という経歴でございます。体育指導委員の活動につきましては、全町に及んでおりますので、8年以上ということで該当してまいりますので、通算9年ということで、結果は採択となっております。

5番、この方も社会教育関係で、第4条第1号のウでございます。町婦人団体連絡協議会の役員として、理事等を歴任をされまして、通算10年の役員歴ということで、採択でございます。

次に、6番、この方も第4条第1号のウでございます。町ソフトボール協会審判員としまして、30年間務めてこられたということでございます。通算30年で、この方も採択となっております。

次の7番から13番までにつきましては、文化関係の表彰対象者でございます。

まず、7番、この方については、該当条文が第4条第1号のカということで、文化関係で業績が顕著な者となっております。この方は神奈川ふだん記副編集長としまして20年という経歴でございます。この方も採択でございます。

次に、8番、文化関係でございまして、この方の業績につきましては、三増獅子舞保存会会員としまして13年活動されておりました、無形民俗文化財の三増獅子舞の継承と後継者育成、また愛川高校の高校生への獅子舞の伝授指導などに尽力をされているということで、採択となっております。

次の9番、この方も三増獅子舞保存会の会員として活動が13年ということで、8番と同じく採択となっております。

次の10番、この方も文化関係で、町写真クラブ役員として会計監査、幹事、理事などを通算21年務められたということで、採択となっております。

次に、11番、この方も文化関係で、愛川華道協会役員として、監査、会計などを通算16年務められたということで、採択でございます。

12番、愛川ばら会役員として通算15年務められております。役員歴15年ということで、採択となっております。

13番、この方も文化関係で、半原まつり研究会の会長としまして20年間活動をされてきたということで、この方も採択でございます。

次に、14番から22番まではスポーツ関係の大会に出場し、優秀な成績を受けられた方の表彰でございます。

まず14番、この方は第4条の第3号エのアということで、県大会で1位の成績という条

文の該当でございます。この方については、第36回神奈川県選抜少年サッカー大会にハリマオサッカークラブから厚木選抜チームの選手として出場されて、優勝されたものでございます。この方は採択ということになってございます。

次の15番、この方も前者同様、ハリマオサッカークラブから厚木選抜チームの選手として出場し、優勝されたということで、採択となっております。

次に、16番、この方は、条文については第4条第3号のエのアということで、県大会の優秀な成績ということでございます。この方は、第37回神奈川県スポーツ少年団剣道交流大会の小学5年生の女子の部に出場し、優勝されたものでございます。結果は採択となっております。

次に17番、この方は、第4条第3号のエのウということで、全国規模の大会の上位入賞でございます。第60回全日本大学野球選手権記念大会に慶応義塾大学の選手として出場し、優秀な成績を収めたということで、準優勝をされております。この方も採択でございます。

次に、18番、この方も全国規模の大会の上位入賞者ということで、全国防具空手道選手権大会に出場し、中学生男女混合、形の部で優勝をされたものでございまして、採択となっております。

次に19番から22番でございますが、第43回全日本少年少女武道（柔道）錬成大会に愛柔会の選手として出場して、低学年の部で優勝をされたものでございます。

19番、20番、21番、22番については、同じチームの一員として団体戦に出場し、優勝されたということで、19番から22番の方についてはいずれも採択となっております。

最後の23番、この方は町の学校歯科医として通算10年ということで、採択となったものでございます。

以上ご説明を申し上げましたが、今回の表彰審査会から採択として上がってきたものについては全体で23名となっております。

説明は以上です。

○（平田委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○（岡本委員） どの方も長年にわたっていろいろ活躍された方で、いろいろ大変だったと思うんですけども、候補として各団体から推薦されたけれども、採択されなかったという件数はあるのですか。個人名はよくないですから、件数はあるのですか。全部採択されたのですか。

○（平田委員長） 教育次長。

○（河内教育次長） 候補につきましては、表彰の実施要領に基づきまして推薦をいただき、そしてそれに基づいた選考委員会を設置をして、きょうの結果報告ということになります。この件数的には正直申し上げて、今回、団体も含めまして23ということになりますが、24の推薦をいただきました。その1名については、いろいろ事情を調べていきましたら、その会のほうから、今回に推薦にあたり役職を含めてちょっと保留にしてほしいというようなことが急遽ございまして、その方についてはここで一応見送るということにさせていただいたということでございます。ですから、24人中23人ということで候補者を採択として挙げております。

また、過去にも若干そういうようなこともございまして、やはり風評等も含めましていろいろなことを私どもに提出された段階において調べてございますので、そういったケースも過去にはあったようでございます。そんなことをご理解をいただきたいと思います。

○（岡本委員） 若干推薦条件というか、満たしていない部分があったのが出てきてしまったということですかね。だからそれが通っていれば全員採択されたと思うんですよね。そういう事情があったということで、わかりました。

それから、もう1点よろしいですかね。これはまだ採択ではないですけども、規程の中で、ちょっと私先ほど聞いていてわからないところがあったんですけども、規程の実施要綱の第4条の（3）、ア、イ、ウとございますね。これは、まずアで神奈川県で1位ですよね。それで表彰ですよね。それが関東大会で3位と、ここでも表彰ですね。全国もそうだと。ただ、この関東大会とか、全国に出るには神奈川で必ず1位になっていますよね、代表ですから。ということは、その都度、ここで神奈川で表彰を受けて、また別に表彰を受けるということですか。要するに関東大会でまた上位に入ったら、それについても表彰。全国大会も出たら。というのは、神奈川の第1位でもう表彰されているはずですから、愛川町教育委員会としてはダブるような形の表彰になるんじゃないかなというちょっと気がしたんですけども、その辺が私の解釈が間違っているのか、わからないんですよ。

○（平田委員長） 教育次長。

○（河内教育次長） 今お話のア、イ、ウということで、県大会、関東大会、全国大会ということでございます。こちらは年間を通じて、例えば仮にまず県大会に出場されて、それで県大会で優勝されこの時点でこの表彰規程の対象になります。また、その後その年度

において、例えば関東大会に出場されて、それで優秀な成績をおさめればその対象になります。また全国ということになりますが、年間を通じてその経緯がわかりますので、そういったものを全部踏まえた上で年に1回の教育委員会表彰、4月29日に統括しまして、ある程度大会等が全部終わった段階で、1月ないし2月に推薦をいただきますので、全部その経緯的なものがわかった上で、そこで表彰するということになります。年度をまたがった場合だとかということについては、1回そこで表彰しているものについては、翌年度ということではあえてしないというようなことで対応をさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

- （岡本委員） ということは、1年間の中で、関東大会まで行った人は関東大会の一番上位のところで表彰を受けているということなんですね。わかりました。
- （平田委員長） どうぞ。
- （足立原委員） この中に半原小のレッドデビルズのコーチとしてとありますけれども、これは学校の一つの課外活動としてなさっているものですね。学校教育から離れているわけではないんですが、そのコーチという形なんですが、この表彰規程で、例えばコーチとして、あるいはPTAの役員の方とか、そういう方なのか、全くそうではないのか、あるいは一般のスポーツ団体の監督としてずっと何年間かやっている方、これは別に優秀な成績とか何かはないですけれども、ただ、監督もずっとされている、この方も該当するのでしょうか。この方がコーチとしてというのが該当しているのですが、その辺はどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。
- （平田委員長） お願いいたします。
- （河内教育次長） 半原小のレッドデビルズは課外活動として、学校が地域の方と一緒に立ち上げた組織でございます。創立当時からこの方は指導者として活動をずっと続けておられます。お子さんも最初のころおられましたので、PTAの副会長もされたかと思いますが、お子さんは既に小学校をとくに卒業されていますが、それでも続けてずっと指導をされております。過去にも読書ボランティアの10年これは団体ですが、それから中津第二小学校にやはり課外活動で遊び塾というのがございますが、その指導者として10年以上された方、こういう方も実は表彰になってございます。ですから、個人のボランティアとしてずっと続けてこられた方でございます。そういう経歴の中で学校から推薦がありまして、今回表彰審査会で認められたという経過でございます。

- （足立原委員） 例えば、ある少年クラブの監督でも、あるいは父母から推薦があれば表彰ができるのか。あるいはボランティアとしてその人は、例えば監督という立場でなさっていても、親は一生懸命やってくれているのだと、別に成績云々じゃなくて、この方がもしそういう形があれば表彰に値するのかと、この辺のところはどういうように考えておられますか。
- （熊坂教育長） 実はスポーツ少年団という組織がありまして、そこでやはりかなり長い間、監督等で一生懸命指導をされている方がございます。現実には今までそのところは表彰の対象になったことはなかったのですが、今年度あたりからそういった方も地域の指導者として頑張っていておられますので、調整をしながら、スポーツ少年団からの推薦をいただくかというような考えもございます。今までは慣例できていますので、スポーツ少年団の会長さんあてに推薦依頼を実はしていなかったことがございますので、そういう部分で、地域の活動として地道に頑張っておられた方々が表彰になっていないという現状がございます。ですから、今年度あたりから少しずつその辺を改善していきたいと、そんなふうに思います。
- （足立原委員） それではわかりました。これは半原小から上がってきたか、校長先生から上がってきたということですね。
- （熊坂教育長） そういうことになります。
- （足立原委員） 学校へは推薦をしてくれと、何かあったらということで文書が行っているということで理解してよろしいですね。
- （熊坂教育長） はい。
- （岡本委員） 今の関連でよろしいですか。要するにこの方は嘱託として学校が部活指導を頼んだ方じゃないわけでしょう。要するに純粋なるコーチとして。嘱託となると、いろいろありますよね。嘱託となるとちゃんとお金を払って。そういう方でないから表彰の対象になったということなんでしょう。
- （熊坂教育長） そのとおりでございます。ボランティアとして積極的にしていただいた方でございます。
- （岡本委員） ボランティアとして、純粋にね。わかりました。
- （足立原委員） 今の教育長の説明はよくわかったのですが、これからこういう方も非常に多くなると思うんですね。たまたま年限が10年以上ということで上がってきているわけなんですけど、その辺を落としてしまうと、随分長くずっとなさっているような方もいられ

るかもしれませんがね。今度、いろいろそういう協会あたりにも推薦を上げてほしいという依頼をするというお話なのでわかるのですが、この辺のところの表彰の対象者をどう判定するかというのは非常に難しくなるんじゃないかなと、こんなふうに私は感じます。それが1点。

それから、いろいろ錬成大会とか、他地区の厚木市から出ているというのもいるわけですね。この全国規模のというふうな、どの程度大勢参加しているかということもよくわからないのですが、出場される前に全国大会とか、関東大会に出られるのには奨励金を出していると思うんですが、この方々には参加される前に奨励金を出しているのか。その辺のところ、例えば全国大会に行くには、神奈川大会でいい成績を上げていなければ出れないんじゃないかなと思うんですが、その辺のところはどうだったのでしょうか。

○（平田委員長） 教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） この中の17番の方には奨励金が出てございます。これは申請の制度をとっていますので、申請がないとすると、こちらで大会を全部把握できませんので、申請があった場合に該当したときにはしております。

○（足立原委員） もう1点、私はかつてのやはり表彰の審査の推薦名簿が出たときに、もっとこれは、特に小学生や少年についてはもっと早目に、その結果がわかった段階で表彰してあげたほうがいいという、その辺のところの表彰規程を考えようというような発言があったように思うんですが、これが変更されていないんですね。私は1年間たってやるというよりも、その子が、あるいはその少年が結果を出したなるべく近い時期に表彰をしてあげる。そして4月の教育委員会表彰の日には名簿でそれを載せるとか、そういう形が望ましいのではないかと、私は前に過去に言ったことがあるのですが、その辺のところの変更されていないのですが、いかがでしょうか。

○（平田委員長） お願いいたします。

○（河内教育次長） この点については、以前もこの席において説明をさせていただき、そういう考え方等を確認させていただいたんですけども、厚木の場合はその必要に応じたということで、年に大体3回から4回程度ですね、スポーツ関係の全国大会等に出場した者についてということと優秀な成績をおさめた方については行っているとのことです。厚木の場合には当然人口等も多くて、数が多くありまして、一度に例えば教育委員会表彰みたいなことでやりますと相当の数にのぼるといようなことがありまして、本町の場合については年間を通じて、先ほど言いましたように、県大会、関東大会、全国大会ということ

でいきますと、どこの時期でということがありますということと、また例えばこの要綱に該当する場合についても選考委員会というものを開くことの規程になってございます。そういった委員会をその都度開くということになりますと、それはなかなかできないことであり、そういう合理的な選考に当たっての方法等もこの要綱の中において解消しなきゃいけない部分であります。それからさらに記念品関係等も、金品を添えてということとしているため、これはできる規程でありますけれども、そういったことを全部調べていく中でいきますと、まだその辺の整理ができない部分があります。特に選考委員会等をその都度開くということなども、規程上そうなっているとしても、そこを選考委員会を開いて、教育委員会に全部報告をし、そこで最終的に決定をするという規程にもなっておりますので、その辺を全体的に整理をする必要があるかなということでもあります。今後もそういうご意見があったことを踏まえて研究課題ということで、その辺も研究ということでもさらに進めていきたいということで考えているところでございます。

- （足立原委員） ちょっとよろしいでしょうか。
- （平田委員長） 今の件に関してのことでしょうか。
- （足立原委員） 次長の説明はわかったのですが、やっぱり私は選考委員会を持たなくても、例えば教育長の権限でできるようなことにしておけば、規程をそうしておけばできると思うんですよ。だから全体で選考委員会を持たなくても、僕は後での、事後報告になってもいいんじゃないかと思っているのですが。
- （岡本委員） ちょっといいですか。これはもともと無理があるんですよ。表彰者の半分は文化活動とか、長年の努力に対する表彰なんですよね。ところが、スポーツの表彰は間近の直近の1年の結果ですよ。ですからそれを一緒に同じなな上げてやろうというところに無理があるんですよ、やっぱり。だから、今のような例が出ると思うんですよ。だから今、足立原委員が言われたように、もうスポーツはここまで決まっていれば審議の必要なく決まるわけですよ。関東大会に出たとか、もう決まったことですから。それを一々審査する必要があるのかなと。規程でそこまで表彰するよと決まっているのなら、それはそれでどんどんやっちゃって、上のほうの文化的な長年の活躍とか、そういうのはいろいろな角度から審査をして対処するというのはわかるんですよ。その辺が一緒になっているところに無理があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。
- （平田委員長） お願いいたします。
- （河内教育次長） そうですね。今言ったように、端的にスポーツの関係については県大

会1位、繰り返しですけれども、関東大会であれば3位だとか、全国でということになれば、結果で表彰該当ということになりますので、そこは選考委員会に諮らなくてもというのは、例えば専決的に教育長が、認めた者ということで、後で委員会に報告するというのもできるということになりますので、そのようなことも含めて、この要綱そのもの全体を含めて、また、要綱だけに限らず規程のほうも最終的には整理していく必要があります。それでまたそういうご意見があったことを踏まえ、できるだけご意見に沿えるようなことで、そんな研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- （足立原委員） 先ほど岡本委員がお話しになりましたけれども、この少年の柔道関係、空手道関係、これについては県大会があって全国に出ていくはずなんですね。だから、県大会のところでいい成績をおさめていなければ全国大会には出られない。直接全国大会というのはおかしいと思うんですね。その辺のところがちょっとよくわからないんですよ。ですから、ただ全日本少年武道錬成大会となっていますよね。この辺のところが、神奈川県大会があって、そしてその段階ではもう把握できるわけですよ。新聞欄に載りますから。それで全国があるわけですから。神奈川県の大大会のときにどうされたかと思うんですね。その辺のところがちょっと私にはよくわからないんですけれども。
- （平田委員長） お願いいたします。
- （熊坂教育総務課長） この柔道錬成大会につきましては、県大会はなくて、全国から愛好しているクラブが出ておまして、何ブロックかに分かれて試合をやっているんですけれども、そのうちの1つのブロックが五十何チームある中での優勝ということになっています。そういったかなりのチーム数の中での優勝ということで、今回選考委員会の中でもご説明を申し上げまして、採択となったものでございまして、県大会はなくて、そのまま全国大会ということで、日本武道館で全国からそういったチームが集まって一遍にやる大会だと思います。
- （足立原委員） わかりましたんですが、その辺をどういうふうに表彰していくかという、これを表彰していいのかどうかという、何かもう少し詰めたほうがよかったのかなと。ただ全国大会という形ですと出れる、幾つかのブロックに分かれてやったのでしょ、そのブロックの優勝、こうなったと思いますね。その辺のところがもう少し詰める必要があるんじゃないか。だから、僕は表彰に値するかどうかという、その辺のところがちょっと疑問に思うんですね。

○（岡本委員） いいですか。最近クラブチームとか、いろいろな団体がありますから、そういう団体が催す全国大会とか、関東大会というのは、いわゆる今までのように、地区の予選を勝ってというようなこととは違った大会が、全国大会とか、関東大会と名乗って、いろいろ今あるんですよね。いきなり出られる大会が。さっき言ったように、その会が所属していて、会で出場し、それで1位になってしまう。

○（河内教育次長） 例えば県があって、関東があって、全国がということではありますが、必ずしもそういう組織上の中でそういう大会関係がない場合もあります。ですから例えば神奈川県を代表して全国大会に選抜されたというようなケースもあって、それで全国大会に行ったときに優秀な成績をおさめたということになりますと、そういうことでいけば全国規模の大会において上位入賞ということで、いずれの成績結果により教育委員会表彰の対象になるということになります。

また、例えば中学の中体連等含めての大会組織の中では、県、関東、それで全国というようなことにいきますけれども、すべてがそういうように種目によってないものもありますので、そういったところを今後も整理する必要もあります。それは当然その大会としての組織としてそういうような方法をとっておりますので、それを尊重した中での最終的な結果ということを見ていくのかなということと考えていると思いますけれども、いずれにしてもそういう状況にあるということはやっぱり選考に当たっても非常に調べる 中では難しい面があるかと思えます。

以上です。

○（平田委員長） 足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） 僕はこれは表彰してしまうと、これからそれがもともになるわけですね。こういうケースは今までなかったわけです。こういう形で表彰したというのは今までたしかないと思うんです。少年、小学生を。それをここで一つの例として出てくるわけですね。それが基準になるわけですね。その辺のところを十分に考えておかないと、やはりこれからのことがいろいろあろうと思います。奨励金の問題との絡みですね。奨励金が出るときに全国大会だから出しているわけですよ。あるいは何かを頑張っただけよという。これが当然されていないと思うんですこの方々には、1人はなさっているそうですけれども、これも当然後からでもしなければいけない、表彰するからには、それをしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども。

○（平田委員長） お願いします。

のものを集めて。だから、もちろん把握はしにくいわけですがけれども、そういうものなんですね。だから先ほど僕が言いましたように、これを今年度表彰してしまうと、これからいろいろあるよということを申し上げたんですけれども、非常にやはり慎重に扱っておかないといけないんじゃないかなと、こんなふうに思います。

○（平田委員長） いかがでしょうか。

○（河内教育次長） 今ご意見をいただきましたように、確かに、特に小学生を対象とするような競技種目の中では、その競技の大会運営に当たっての組織的なことでここは決まっておりますけれども、今言われたように、中学校の例みたいなことで、県、関東、全国というようなことが確かにございませんので、そういったところについての内容についてはもう一度調べていきたいと思っております。現時点では全国規模ということの確認をし、そしてその上で好成績をおさめた者ということでとらえはさせていただいているのが今の状況で判断をさせていただいたものでございます。

そういったことを含めて、今後、例えば小学生等のレベルの子供たちであれば、中学、高校、大学、そして成人になったときに、そういう成績をおさめたときにどうだというような話にもなりかねませんので、その辺についても今後よく各大会組織等を含めた内容等をもう一度調べていく必要があるかなということを思いますので、今回の例を含めて、また二重、三重に同じ者を表彰するようなことのないようなことも考えていかなければならないかなということだと思います、もう一度研究はさせていただきたいと思っております。今回についてはこのような方向で実施させていただいたものでございまして、採択ということでお認めいただければなということだと思いますが、そういったことを課題にしながら整理をさせていただくということでご理解いただければなと思います。

以上です。

○（足立原委員） 先ほど申し上げましたこの方々には、奨励金も後で出してあげることによろしいでしょうか。

○（河内教育次長） 手元に全国大会の要綱がないんですけれども、全国大会出場に当たっての奨励金交付は要綱等で定めておりますので、それに該当すれば交付をしているという状況であります。あくまで全国大会などということになっております。

○（足立原委員） そうすると、この子たちは該当しますね。

○（河内教育次長） 交付要綱を確認しないと今この時点で、しますということは言えません。

- （足立原委員） 全国大会で優勝しているんですから、優秀な成績を上げているんですから、当然交付されるのでは。
- （河内教育次長） 要綱を確認しないと出る出ないということは、確定できません。今ここで出ると返事をしまして、できないだとかということになっていけませんので、確認はさせていただきます。
- 以上です。
- （平田委員長） よろしいでしょうか。
- それでは、まだございますか。よろしいですか。お願いいたします。どうぞ。
- （岡本委員） 奨励金のことで、奨励金はこの子たちはもらっていないんですよね、いずれも。
- （熊坂教育長） この中で、県の大会は当然ないわけですがけれども、18番の方は多分もらっていると思います。過去にも全国大会に出たときに奨励金を渡していますので、17番と18番の方はあると思います。
- （岡本委員） 大学生。
- （熊坂教育長） はい。ですから、柔道の部分はこういう制度があるということをご存じないと思いますので、当然申請が来ていないと。
- （足立原委員） 錬成大会って、中学の場合錬成大会ってありますよね。
- （熊坂教育長） 制度を承知しているところは全国大会のときには申請が出てまいりますので。所属団体が厚木になっていますよね。
- （岡本委員） 足立原委員がこだわられるのは、例えばここで全国大会とか、いろいろなのがあって、推薦で上がってきたよと。これは恐らく学校から出たんでしょう、全部。
- （熊坂教育長） 学校ではありません。
- （岡本委員） 違うんですか、個人ですか。
- （熊坂教育長） これは体育協会等を通じて上がってきています。
- （岡本委員） 協会ですか。やっぱり学校教育とは全然関係ない。
- （熊坂教育長） 別です。
- （岡本委員） だからこういうことがあるんですけれども、それはそれでいいんですけれども、多分ここに上がると、この表彰される委員の方、論議もなく、ここに出ていけばいいでしょうと、採択しましょうとなってしまうと思うんです。そうすると、採択のための会議が何なのかということにもなりかねない。長年こんなことをやってこられて、いろい

ろな角度から検討してというのが採択するかどうかというのはあるけれども、その辺がやはりさっき私が一番最初に言ったように、同じ土俵に乗ってしまうと種類の違うようなのが難しいところなんでしょうねということなんですけれどもね。それがうまくいくいい方法があればね。

- （平田委員長） 17番の方と18番の方はいただいているんですね。
- （熊坂教育長） その前の14、15、16は当然県大会ですから、それはないんですね。
- （平田委員長） これだけ体育関係のことでいろいろな意見が出るとしましたら、もう別に分けたほうがよろしいですね。時期をこの時期じゃなく、もっと表彰するときですぐやるという形のほうがよろしいですよ。どうですかね。
- （河内教育次長） それでは、全国大会の出場奨励金の交付の要綱で見てみますと、全国大会規模ということでは、例えば3例ございまして、個人の場合ですと。国民体育大会、日本選手権の規模の全国大会、それから次に産業別、年齢別等の全国大会規模の大会、それから地方予選を経た全国大会規模の大会ということでありますので、地方予選を経たものでなければ全国大会の奨励金は対象にならないということになりますと、地方予選ということは先ほどの柔道の関係ではありませんので、該当はしないだろうという判断があるということですよ。
- （足立原委員） 2番目は何でしたか。
- （河内教育次長） 産業別、年齢別等の全国大会規模、実業団、社会人、インターハイ、インカレなどです。
- （足立原委員） 小学生は書いていないけれども。
- （岡本委員） でも、年齢別だから入るのでは。実業団、社会人、インターハイには入らないの、ちょっとこの辺わからない。
- （熊坂教育長） 予選を経てということがありますので。スポーツ少年団というのは大体地区から県大会もまずありますよね。予選があつて全国大会ですから、スポーツ少年団で全国大会に出た場合は奨励金がすべて今まで出ております。ですから、柔道については出ていないんですね。そのほかに小学生で昨年度出たのは、バドミントンの子が全国大会に行って、奨励金が出ています。ただ、これは地区大会の中で優勝はしていないんですね。2位、3位でも出れるという規定がありますので、奨励金はもらえますけれども、表彰には残念ながらならないと。そういうケースも中にはあります。
- （岡本委員） そうか、それでわかりました。3位で出ても、その上で出たところの大会で優勝すれば表彰されるんだ。

- （熊坂教育長）　そういうこともあります。
- （岡本委員）　これはあるということですね。
- （熊坂教育長）　陸上などの場合には標準記録を超えていれば全国大会に出ますので、そこで優勝したとか、上位に入れば表彰にはなりますので。
- （岡本委員）　私は子供たちがそういうスポーツに興じて一生懸命やるというので励みになればいいことだと思うんですけども、さっき言ったように、表彰規程に同列にいくところが難しいところがあるのかなという思いがしてならないんですよ。だからそういう問題があるから出さないということではなくて、出してあげたいんですよ。だからそれが気持ちよくすっといけば一番いいかなと思うんですよ。
- （熊坂教育長）　いろいろご意見をいただきまして、今年度、先ほど次長もお話ししましたように、見直して、すぐ表彰ができるような規程も盛り込む形をとりまして、またご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
- （平田委員長）　たくさんいろいろなご意見をいただきましたが、他にはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長）　それではここで終結いたしたいと思いますが、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長）　ご意見ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第1号、平成24年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号、平成24年度教育委員会教育委員会被表彰者の決定については原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （平田委員長）　次に、日程第4、その他であります。各委員からご意見などございましたらお願いいたします。ございませんか。お願いいたします。

○（河内教育次長） それでは、その他ということで恐縮でございますが、この4月に、先ほど職員の紹介をさせていただきましたが、新たにスポーツ・文化振興課のほうに小島義正課長が就任されましたので、ここであいさつをさせていただきます。

○（小島スポーツ・文化振興課長） それでは、4月1日付でスポーツ・文化振興課長を拝命いたしました小島と申します。よろしくお願いいたします。

今まで教育委員会には平成21年度、22年度ということで、2カ年間、スポーツ・文化振興課のスポーツ・文化振興班主幹ということで務めさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○（平田委員長） お願いいたします。

○（熊坂教育総務課長） それでは、もう1枚資料がついていまして、空間放射線量の測定結果ということで資料をおつけしております。3月に実施をいたしました小学校、中学校、保育園、幼稚園の測定結果を資料としておつけしましたので、ご覧いただきたいと思います。なお、この測定につきまして、今度、平成24年度からは、さらにこれに加えて公民館、児童館においても実施をすることになりましたので、よろしくお願いいたします。ですから、4月の結果からはさらにそういった施設もつけ加えられるということでご理解をお願いいたします。

以上です。

○（平田委員長） 委員のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

◎閉会

○（平田委員長） それでは、以上をもちまして議事のすべてが終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、4月定例会を閉会いたします。長時間にわたってありがとうございました。